

## 登別市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項及び一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科発第238号、雇児発0717第11号通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、主として昼間に家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、登別市一時預かり事業（幼稚園型）（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は登別市とし、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法第31条第1項第3号に規定する保育所を除く。以下「幼稚園等」という。）の設置者（以下「設置者」という。）に事業の実施を委託するものとする。

（実施の申請）

第3条 前条の規定により事業を実施しようとする設置者は、市長が別に定める期日までに、一時預かり事業（幼稚園型）実施申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書（別記様式第2号）
- （2）その他市長が必要と認める書類

（委託契約の締結）

第4条 市長は、前条の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、設置者と委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託契約に基づく委託料は、別表に定める種別ごとの額に実績に基づく利用児童の延べ人数を乗じて得た額とし、当該委託料の1施設当たりの年額は、914万円を上限とする。

（対象児童）

第5条 事業の対象となる児童は、本市に住所を有し、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により第19条第1項第1号の支給要件を満たす者として市の認定を受けた子どもであって、事業を実施する設置者の幼稚園等（以下「実施施設」という。）に在籍し、教育時間の前後又は長期休業日等に実施施設において保育が必要な者とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

（設備基準及び教育・保育の内容）

第6条 実施施設の設備並びに実施施設が行う教育及び保育の内容に関する基準は、

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の35イ、ニ及びホに規定する幼稚園型一時預かり事業の要件を満たすものとする。

（職員の配置）

第7条 実施施設に配置する職員（この条において「職員」という。）は、省令第36条の35第2号ロ及びハとする。ただし、職員に占める保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者の割合は、1/3以上とする。

（利用定員、利用期間及び利用時間）

第8条 実施施設における1日当たりの利用の定員、期間及び時間は、第4条の規定により委託契約を締結した設置者（以下「受託者」という。）が定めるものとする。

（預かり保育料）

第9条 受託者は、事業の実施に当たり、事業を利用する児童の保護者に必要な経費の負担を求めることができる。

2 前項の規定による預かり保育料の負担方法、負担額等については、受託者がこれを定めるものとする。ただし、受託者は、あらかじめその額を設定し、保護者に説明を行った上でその同意を得るものとする。

（実績報告等）

第10条 受託者は、毎月、一時預かり事業（幼稚園型）利用状況報告書（別記様式第3号）を当該月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

2 受託者は、当該年度の事業が完了したときは、速やかに一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（委託料の支払等）

第11条 市長は、第4条の委託契約に基づく委託料を予算の範囲内で実績等に基づき算定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に支払うものとする。

（1）4月分から9月分までの委託料 10月

（2）10月分から翌年3月分までの委託料 4月

2 受託者は、前項の委託料を請求する場合は、別に定める期日までに、市長に一時的預かり事業（幼稚園型）請求書（別記様式第5号）を提出するものとする。

（委託料の返還）

第12条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受託者に対し、第10条の規定により支払った委託料の一部又は全部の返還を求めることができる。

（1）不正又は虚偽の請求をしたとき。

（2）事業の目的以外に委託料を執行したとき。

(3) 次条に定める調査の結果に基づく市長の指導に対し、措置を取らないとき。

(事業に関する報告、調査及び指導等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、受託者に対し、保育の内容、運営等について、報告を求め、帳簿書類その他必要な事項を調査し、指導及び監督することができる。

(関係書類の整備)

第14条 受託者は、次に掲げる事業の関係書類について、日常的に整備するとともに、事業の完了後5年間保管するものとする。

(1) 日々の利用児童の利用状況等に関する諸記録

(2) 預かり保育料を徴収する場合にあっては、収納状況に関する帳票類

(3) 事業の収支に関する帳票類

(事故報告)

第15条 受託者は、保育中に事故が生じた場合は、特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日府政共生96号、26発幼教第30号、雇児保発0216第1号通知)に従い、速やかに市長へ報告するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年告示第57号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第184号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱別表の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年告示第58号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）在籍園児

種別		要件	児童1人当たり日額
基本単価	ア 通常分	平日に実施する場合 （8時間まで）	400円
		長期休業期間中に実施 する場合（8時間未満）	400円
		長期休業期間中に実施 する場合（8時間以上）	800円
	イ 小規模施設加算分 （平日の利用児童数が 年間延べ2,000人 以下の場合に加算）	平日に実施する場合	$(1,600,000 \text{円} \div \text{年間延べ利用児童数}) - 800 \text{円}$ （10円未満切り捨て）
休日単価		土曜日、日曜日及び国民の休日に実施する場合（8時間まで）	800円
長時間加算単価		超えた利用時間が2時間未満	150円
		超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
		超えた利用時間が3時間以上	450円

（2）在籍園児以外

種別	要件	児童1人当たり日額
基本単価	実施時間が8時間までの場合	800円
長時間加算単価	超えた利用時間が2時間未満	150円
	超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
	超えた利用時間が3時間以上	450円

（3）在籍園児以外（保育を必要とする2歳児）

種別	要件	児童1人当たり日額
基本単価	実施時間が8時間までの場合	1,850円
長時間加算単価	超えた利用時間が1時間につき	230円

注 事業実施年度の初日の前日において2歳に達している児童が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び子ども・子育て支援法第31条第1項第2号に規定する幼稚園を利用した場合に適用する。

別記様式第1号（第3条関係）

一時預かり事業（幼稚園型）実施申請書

年 月 日

登別市長 様

法人所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
(施設名) \_\_\_\_\_

登別市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱に基づく一時預かり事業（幼稚園型）を実施したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

【添付書類】

- 1 一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書（別記様式第2号）
- 2 建物の平面図（事業実施室等を明示したもの）
- 3 保育従事者職員配置予定表
- 4 保護者向け案内の写し等

別記様式第2号（第3条関係）

一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書

施設名	
施設所在地	

事業開始（予定）日	年 月 日
-----------	-------

1 利用児童数及び配置職員数

	月当たり利用定員（予定）	職員配置基準	基準配置数	配置職員数		
				人数	うち有資格者	
満3歳児	人	20:1	人			
3歳児	人	20:1	人	常勤	人	人
4・5歳児	人	30:1	人	非常勤	人	人
合計	人		人			

※1 月当たりの利用定員は、本事業の対象となる子どもの1か月当たりの平均人員を記載すること。

※2 本事業の対象となる幼児の年齢及び人数に応じて必要な保育士又は幼稚園教諭を配置すること。

2 年間予定利用者数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
月別延べ利用者数	人	人	人	人	人	人	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月別延べ利用者数	人	人	人	人	人	人	人

※ 1人の園児が1か月に10日利用した場合、10人と算出すること。

(月平均) 人

3 一時預かり事業実施時間

(1) 平日

曜日	時間数	登園前預かり時間	教育時間	降園後預かり時間
	時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :

(2) 長期休業期間

実施日程（予定）		時間数	預かり時間
月 日 ~ 月 日		時間	: ~ :
月 日 ~ 月 日		時間	: ~ :
月 日 ~ 月 日		時間	: ~ :

※ 夏期保育やお泊まり保育等の園全体の行事日は除く。

(3) 休日分（土曜・日曜・祝日）

曜日等	時間数	預かり時間
	時間	: ~ :
	時間	: ~ :
	時間	: ~ :

※ (2)の長期休業期間中における土曜・日曜・祝日についても休日分とする。

4 保護者負担額（預かり保育料）

- (1) 1回 \_\_\_\_\_ 円  
 (2) 1時間 \_\_\_\_\_ 円  
 (3) 月ぎめ \_\_\_\_\_ 円  
 (4) その他 \_\_\_\_\_ 円

※1 園で定めている一時預かりの保育料について、該当する部分に記入すること。

※2 一時預かりに関する保護者向けのお知らせ等を添付すること。

5 食事等の提供（一時預かり事業に関するもの）

(1) おやつ提供	<input type="checkbox"/> 有 (保護者負担)	円/ <input type="checkbox"/> 回 <input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 無
(2) 食事提供	<input type="checkbox"/> 有 (保護者負担)	円/ <input type="checkbox"/> 回 <input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 無

※1 食事の提供をする場合は、園で必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

※2 調理設備を有する園は、別途提出する図面に、調理設備設置場所を明示すること。







別記様式第5号（第11条関係）

一時預かり事業（幼稚園型）請求書

年 月 日

登別市長 様

施設の所在地  
施設名  
代表者氏名

年度一時預かり事業（幼稚園型）委託料（ ）分を次のとおり請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関		支店
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 No.	
口座名	フリガナ	
	名義人	

請求内訳

① 基本分	在籍園児分												在籍園児以外分				在籍園児以外分 (保育を必要とする2歳児)					
	延べ利用人数																					
	平日				休日				長期休業□8時間未満				長期休業□8時間以上									
実施月	基本	長時間加算	基本	長時間加算	基本	長時間加算	基本	長時間加算	基本	長時間加算	基本	長時間加算	基本	長時間加算	基本	長時間加算						
	400円	150円	300円	450円	800円	150円	300円	450円	400円	150円	300円	450円	800円	150円	300円	450円	800円	150円	300円	450円	1,850円	230円
合計	人																					
	円																					

②小規模施設加算分（通年分・下半期請求時のみ）			
平日における年間延べ利用児童数 (在籍園児のみ) ※広域利用含む	平日における年間延べ利用児童数 (在籍園児・登別市居住児童のみ)	算出単価 1,600,000円÷(A)-800円 (10円未満切捨)	加算額
(A)	(B)	(C)	(B)×(C)
		-	-
合計	①+②	延べ人数	人
		委託料	円

※小規模施設加算分に該当しない場合及び請求しない場合は、当該欄を斜線により抹消すること。